

## 若者におけるデートDVに関する基礎的研究

—大学生を対象としたイメージ調査の結果から—

山下 匡 将

### 要 旨

【目的】若者におけるデートDV防止啓発に資するべくおこなわれた「大学生のデートDVに対するイメージ調査」の結果から、若者のデートDVに対する認識度を概観するとともに、当該問題の課題を抽出する。

【方法】瀬戸市および近隣地域に所在する大学に所属する学生を対象に、半構造化された自記式質問紙票を用いた面接調査を実施した。「どんなことをしたら(されたら)デートDVだと思いますか?」との質問に対し、思いつく事象すべてを回答用紙に列挙してもらった。回答にあたっては、はじめに、デートDVに関する情報をあたえずに回答を求め(定義を除く)、次に、暴力の領域(「身体的暴力」「精神的暴力」「社会的暴力」「性的暴力」「経済的暴力」の5領域)を提示したうえで再び回答を求めた。得られた回答1項目につき1枚のカードを作成し、1) DVの概念図として代表的な「パワーとコントロールの車輪」の各領域別に整理した。また、2) 回答の段階による回答内容の差異について確認した。さらに、3) 学生研究員による「KJ法的手法を用いた回答のカテゴリー化」のプロセスおよび結果を観察することにより、デートDVに対する大学生の認識について概観した。

【結果】第一に、「パワーとコントロールの車輪」との比較では、「該当なし」の項目が80項

目と最も多く、「身体的暴力」に関する項目が52項目、「心理的暴力・言葉による暴力」および「性的暴力」に関する項目がともに31項目と多かった。一方、「子どもを利用した暴力」および「男性の特権を振りかざす」に関する項目は、ほとんどみられなかった。第二に、学生研究員による回答のカテゴリー化において、その被害者に対する干渉の度合いから「過干渉」および「無干渉」の2つのカテゴリーが抽出された。なお、過干渉のカテゴリーはさらに「攻撃(パワー)」と「制限(コントロール)」に分類された。

【考察】デートDVのイメージとして、暴力による被害が(第三者にとって)比較的捉えやすい項目の印象が強いことが明らかとなった。また、交際相手から受けた行為そのものだけでなく、交際相手から暴力を受けたという事実がもたらす精神的なダメージを、より問題視する傾向があることが窺えた。

### I 目的

#### 1. DV問題とわが国の取り組み

ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence: 以下、DV)とは、一般的には「夫婦・パートナー・恋人など、親密な関係にある男女の間で生じる男性から女性への暴力」と定義され(現代社会福祉辞典)、単に身体的暴力のみならず、精神的暴力・社会的暴力といった広い

意味を含む概念である。

1970年代半ば、米国における「バタード・ウーマンズ・ムーブメント（殴られた女性たちの運動）」により社会問題化されたDVは、1993年に国連「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されるなど、文化・貧富・人種などによる違いを問わない国際的な人権問題として扱われるようになった。さらに、1995年には国連第4回世界女性会議を経て、「ドメスティック・バイオレンス特別報告書」が提出され、DV問題は世界中で認知されるに至った。

わが国では、国連第4回世界会議以降、DVシェルターや民間ホットラインなどの設置が進められ、2001年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が制定された。これにより、DVに関わる通報・相談・保護・自立支援といった体制整備が喫緊の課題となった。2008年には、DV防止法の改正がおこなわれ、「保護制度の拡充」を中心に多様化したDV問題に対するより充実した体制の確立が求められている。

翻って、本研究の対象地域である瀬戸市では、2000年に「瀬戸市男女共同参画プラン（トライアングルプラン）」を策定し、人権の尊重と男女平等の意識改革という重点目標のもと、女性および子どもに対する暴力の根絶を基本課題としたDV・児童虐待対策の推進を明確に打ち出している。2008年3月の改定にあたっては「DVに関する意識啓発」「現状の周知」「DV相談の強化」「被害者支援」といった目標が掲げられ、「DV防止策の推進」に更なる重点がおかれるようになった。なかでも「若年層に対するDVの防止」は、行動計画の一つとして位置づけられ、「将来、被害者にも加害者にもならない人材づくり」が新たに提起された。

他方、瀬戸市男女共同参画プランの改定に先

立って実施された「男女共同参画に関する市民意識調査」および「男女共同参画に関する企業の意識・実態調査」では、「配偶者から何らかの暴力を受けたことがある」との回答がおよそ5人に1人にのぼり、被害を受けつつも誰にも相談をしなかった理由として「誰も相談する人がいなかったから」との回答がおよそ10人に1人の割合を占めた。

以上のことから、DV被害者に対する支援体制の整備はもちろんのこと、DV問題に対する認識を広く市民がもち、市民一人ひとりがDV発生の抑止力となるよう市民教育的な取り組みが求められる。

## 2. 「デートDV」の問題点

配偶者関係にないカップルの間に起こるDVは、特に「デートDV」と呼ばれている。DVは、「別れればいい」「二人の問題である」という安易な理由により問題として取り扱ってもらえない場合が多く（松島：2001）、また、配偶者関係にないデートDVはより問題が深いと言える。例えば、先述した「DV防止法」は「配偶者間DV」を対象としている<sup>1)</sup>。そして、恋愛感情が原因による危害の発生を防止することを目的とした「ストーカー行為規制法」による「警告」や「禁止命令」は、被害者の申し立てではなく、事件を担当する警察の判断による。以上のことから、デートDVが問題として成立するには、「デートDVの被害が深刻化し、犯罪行為（生命に危険がおよぶ行為）が発生してから」というのが現状である。

## 3. 若者におけるデートDVに関する調査研究の実施

以上の背景をもとに、デートDVの中でも若年層におけるデートDVに焦点をあて、1) 学

生を中心としたデートDV研究グループを組織し、2) デートDVに関する実態調査を企画・実施することにより、3) 若者におけるデートDVの実態把握をおこなう。そして、4) 1～3)を展開すること、また、それらの成果を報告することにより、調査関係者(調査者・調査協力者含む)および市民へのデートDVに関する市民教育的効果を意図した調査研究活動の展開を試みた。

なお、本研究は、若者におけるデートDV防止啓発に資するべく、実態調査をおこなうための基礎資料を得るためにおこなわれた「大学生のデートDVに対するイメージ調査」の結果から、大学生のDVイメージと従来のDV概念との差異を検討し、若者のデートDVに対する認識度を概観するとともに、当該問題の課題を抽出することを目的としている。

## II 方法

### 1. 研究の視点

若者のデートDVに関する調査研究は量的に多くはないが<sup>2)</sup>、当該調査や研究の実施にあたっては、既存DVの概念や問題意識をほぼそのままの形でデートDV問題に適用している場合が多い。しかし、「配偶者関係に無い」ことや「年齢」「時代背景」等の要因により「暴力の捉え方」や「当該問題に対する認識」の差異が生じるかについては、統一された見解は示めされておらず、本調査の実施にあたっては暴力の内容や問題の捉え方などについて明確な立場を示す必要があるだろう。

また、デートDVを含むDVに関する実態調査の多くは、内閣府男女共同参画局が実施した調査「配偶者等からの暴力に関する調査」や「男女間における暴力に関する調査」の影響を

多分に受けており、その項目は「DV防止法」上における暴力の定義についての実態把握を目指す内容がほとんどである。DV防止法においては、「身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」を暴力としており<sup>3)</sup>、「他者の目に見える」「第三者に被害状況が確認できる」という意味での直接的な暴力に主眼が置かれている。本調査の実施にあたっては、暴力によるダメージ(被害者のコントロールを含む)は「直接的な暴力によるものだけでなく、被害者の周辺社会環境などに対する攻撃等を含む間接的な暴力によるものからも、被害者は同等のダメージを受け得る」という仮説のもと、「デートDV」という言葉のもつ意味を広く拾い上げられるよう、若者の暴力に対するイメージを自由に連想してもらうところから研究を開始することとした。

以上のことから、本研究では、1) 既存の定義や調査結果に捉われずに若者が描く「デートDV像」を明らかにすることで、若者のデートDVに対する認識度を把握する、2) 既存定義や調査結果との比較から、若者において特徴的な行為等を抽出するという、二つの視点をもって調査を実施することとした。

### 2. 調査の実施と分析工程

本研究では、若者のデートDVに対する認識度および若者が描くデートDV像(「暴力」に対するイメージ)を明らかにするために、大きく2つの工程を設けた。以下、詳細を順に示す。

なお、本研究では「若者」の代表として「大学生」を選定した。大学生を選んだ主な理由としては、大学全入時代を迎え、今後、多くの市民にとって「大学生活」が「家庭」をもつ直前のライフステージとなることが予想されること

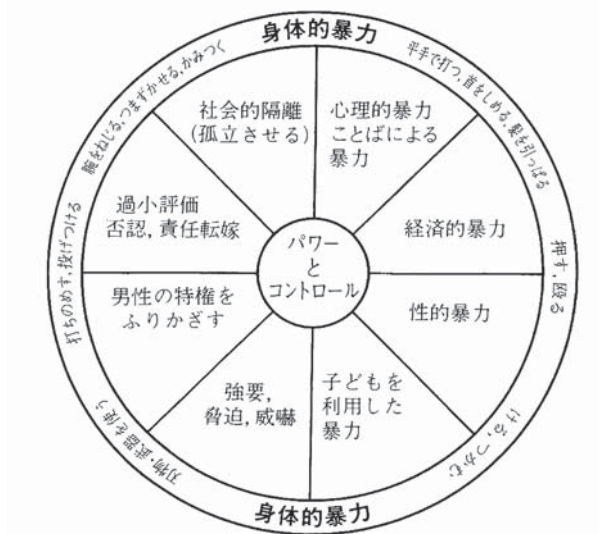


図1 パワーとコントロールの車輪

【出典】「夫(恋人)からの暴力」調査研究会(2002)『(新版)ドメスティック・バイオレンス』有斐閣, p17.

から、「大学生におけるデートDV問題を検討することは、将来のDVの防止啓発につながる」と考えたからである。

域(「身体的暴力」「精神的暴力」「社会的暴力」「性的暴力」「経済的暴力」の5領域)を提示したうえで再び回答を求めた。

(1) 調査「大学生のデートDVに対するイメージ調査」の概要

1) 調査対象および調査法

調査対象は、瀬戸市および近隣地域に所在する大学に所属する学生である。調査の実施にあたっては、半構造化された自記式質問紙票を用いた面接調査法を採用した。なお、調査期間は2008年11月5日～11月12日の7日間である。

2) 調査項目および回答方法

調査項目として、「どんなことをしたら(されたら)デートDVだと思いますか?」の1項目を設定し、思いつく事象をすべて回答用紙に列挙してもらった。なお、回答にあたっては、はじめに、デートDVに関する情報をあたえず(定義を除く)に回答を求め、次に、暴力の領

3) 倫理的配慮

倫理的な配慮として「調査への回答は無記名とする」「本調査への協力を断ることによる不利益はない」等のことを対象者に確認し、調査協力の承諾を得たうえで回答を求めた。

(2) 分析工程

回答結果の分析にあたっては、得られた回答1項目につき1枚のカードを作成し、1) DVにおける暴力の概念図として代表的な「パワーとコントロールの車輪(図1参照)」の各領域に対して、各回答がどのように付置されるのかを検討し、2) 回答の段階による回答内容の変化について確認した(以上、工程1)。次に、3) 学生研究員8名による「KJ法的手法(カード整理法)を用いた回答のカテゴリー化」のプロセ

スおよび結果を観察し、デートDVに対して大学生がどのような認識をもっているのかについて概観した（以上、工程2）。

### III 結果

#### 1. 回収数および回答項目数と調査協力者の基本属性

調査の趣旨に同意が得られた45名の回答を分析に用いた。総回答項目数は、273項目であった。調査協力者の概要を表1に示す。

調査協力者の性別は、男性が22名(48.9%)、女性が23名(51.1%)であった。また、年齢(mean ± SD)は、19.7 ± 1.02歳であった。なお回答者は、すべて未婚者である。

#### 2. 工程1

##### (1) 「パワーとコントロールの車輪」における暴力の領域と回答項目との比較

パワーとコントロールの車輪によって定義されている暴力の領域にもとづき、調査によって得られた回答が、どの領域に分類されるかについて検討した。表2に、分類結果および回答項目の詳細を示す。

その結果、「該当なし」の項目に該当する回答が80項目と最も多く、「身体的暴力」に関する項目が52項目、「心理的暴力・言葉による暴力」および「性的暴力」に関する項目がともに31項目と多かった。一方、「子どもを利用した暴力」に関する項目は0項目、「男性の特権を振りかざす」に関する項目は2項目であり、当該項目に対する回答は、ほとんどみられなかった(図2参照)。

##### (2) 段階別回答傾向

回答内容を段階別に比較したところ、第一段階(情報なし)では、身体的や性的、言葉によ

表1 調査協力者の概要

ID	年齢	性別	ID	年齢	性別
1	21	男性	24	19	男性
2	20	男性	25	18	男性
3	20	男性	26	19	男性
4	20	女性	27	20	男性
5	21	女性	28	19	女性
6	21	女性	29	20	女性
7	21	女性	30	21	女性
8	21	女性	31	20	男性
9	19	男性	32	20	男性
10	19	男性	33	21	女性
11	19	男性	34	21	男性
12	18	男性	35	21	女性
13	18	女性	36	20	男性
14	18	女性	37	19	女性
15	19	女性	38	21	女性
16	18	女性	39	21	男性
17	19	男性	40	20	女性
18	19	女性	41	20	女性
19	19	女性	42	20	男性
20	19	女性	43	21	男性
21	19	女性	44	20	男性
22	18	女性	45	19	男性
23	19	男性	—	—	—
性別	男性	n (%)	22 (48.9)		
	女性	n (%)	23 (51.1)		
年齢	mean ± SD	19.7 ± 1.02			

る暴力に関する項目に偏っていたが、第二段階(デートDVの5領域を提示後)では、経済的暴力・社会的暴力の項目がみられるようになった(表3参照)。

#### 3. 工程2—学生研究員による回答整理(KJ法的手法を用いた項目のカテゴリー化)—

##### (1) カテゴリー名および主な回答

学生研究員による回答整理の結果、回答は、その被害者に対する干渉の度合いから「過干渉」および「無干渉」に大別された。また、過干渉はさらに「攻撃(パワー)」と「制限(コ



表2 「パワーとコントロールの車輪」における暴力の領域と回答項目との比較

領域	回答内容 (回答 ID)
身体的暴力	<p>相手の嫌なことを毎日のように浴びせること (3-1-3), お腹ける (4-1-2), グーパンチ (4-1-1), 鈍器でなぐる (4-1-4), 刃物でさす (4-1-3)</p> <p>かみの毛をおもいきり引っぱられる (5-1-3), けられる (5-1-2), なぐられる (5-1-1), なぐる (6-1-1), けり (7-1-2), はり手 (7-1-1)</p> <p>けられる (8-1-3), なぐられる (8-1-1), ける (11-1-5), なぐる (11-1-4), なげる (11-1-6), ける (12-1-5), なぐる (12-1-4), 怒ると手を出す (13-1-2)</p> <p>泣くまでなぐってくる (14-1-4), グーでなぐってきた (14-1-1), 暴力をふるう (なぐる, ける) (15-1-1), ける (16-1-2), なぐる (16-1-1)</p> <p>なぐる, ける (18-1-1), ける (17-1-2), なぐる (17-1-1), 自分の気分で相手を殴ったりけったりする (21-1-1), 殴る (22-1-3), ける (22-1-2)</p> <p>ける (25-1-2), なぐる (25-1-1), ける (26-1-2), なぐる (26-1-1), 身体的な暴力 (28-1-1), 彼氏が彼女に暴力をふるう (なぐる, ける) (29-1-1)</p> <p>なぐられたり, けられたりすること (30-1-2), ける (31-1-2), なぐる (31-1-1)</p> <p>パートナーが嫌がっているのに加えて手をあげる (殴ったり暴力) (32-2-1), 顔をひっぱたく (33-1-1), ける (35-1-2), なぐる (35-1-1)</p> <p>なぐる, けるなどの暴力行為 (36-1-1), 相手に対して手をあげる (37-1-2), ける (41-1-2), なぐる (41-1-1), 殴る・蹴るといった身体的暴力 (42-1-5)</p> <p>身体的な暴力をふるう (42-2-1), 暴力 (身体的) (43-1-3) たたく (44-1-1) 相手に手を出す (暴力) (45-1-2)</p>
心理的暴力 (言葉による暴力)	<p>言葉の暴力 (1-1-2), 暴言 (2-1-3), 常に暴言をはかれる (5-2-1), 言葉の暴力 (6-1-2), いやがらせの言葉 (7-1-3), 言葉の暴力 (8-1-2)</p> <p>「死ぬ」とか「じゃま」といった言葉をいわれたら (9-1-2), 暴言をいう (10-1-3), ぐちぐち文句を言い続ける (11-2-1)</p> <p>いやみや悪口をいう (18-1-4), 暴言 (17-1-3), 言葉の暴力 (20-1-3), 相手が傷つく言葉をいう (21-2-1), 言葉の暴力 (24-1-1), 言語的暴力 (28-1-2)</p> <p>言葉で傷つける (30-2-1), 言葉で相手が傷つくことをいう (31-1-3), いわゆる「言葉の暴力」が精神的苦痛を与えらると思う (32-2-2)</p> <p>言葉で傷つける (33-2-1), 心理的な圧迫 (継続的なものにかぎる) (34-1-3), 暴言 (35-1-3), 言葉の暴力 (38-2-1)</p> <p>(精神的ダメージが大きい) 暴言を相手に対していう (37-1-1), 容姿など相手が気にしていることに対する批判 (40-1-2), 言葉の暴力 (41-1-3)</p> <p>暴言を吐く (42-1-1), 言葉の暴力 (42-2-4), 言葉の暴力 (精神的) (43-1-1), 汚い言葉を言う (44-2-2), 言葉による暴力 (45-1-1)</p> <p>相手の身体的特徴に対する暴言 (45-2-4)</p>
経済的暴力	<p>いつもお金を強要される (5-2-2), 勝手にお金をもっていく (11-2-2), かねづるにする (12-2-1), 金稼ぎを強要される (バイトさせられる) (13-2-1)</p> <p>お金を勝手に財布から取る (16-2-1), お金を取る (20-2-1), お金を勝手にとる (21-2-2)</p> <p>自分のお金がなくなったら彼女 (彼氏) のお金に手出す (22-1-9), 金銭トラブル (24-1-3), 金銭の貸借のとどこおり (28-2-3)</p> <p>相手の収入をすべて管理して服従させる (27-2-2), 彼女に諸費用をすべて出させる (食費・生活費・経費) (29-2-1)</p> <p>相手にお金を無理やり出させる (31-2-2), 自分勝手に金を使いまくる (32-2-4), 一方的に金銭をはらわせつける, 要求する (34-2-1)</p> <p>金銭を強要して奪う (36-1-3), 多額の借金 (38-2-2), 何から何までお金を出させる (37-2-1), 金を全部相手に払わず (39-1-7)</p> <p>金を盗む (39-1-4), 相手の収入で生活する (40-2-2), 無理にお金を要求する (42-2-7), 「金」のみを目的とした付き合い (43-2-2)</p> <p>お金を貢がせる (44-1-4), 相手のお金を使う (45-1-5)</p>

若者におけるデート DV に関する基礎的研究

<p>性的暴力</p>	<p>性的暴力 (2-1-4), 無理やり性行為を強要すること (3-1-2), 必要以上の性欲 (6-1-4), 無理やりエッチ (7-2-1), 無理やり性行為をおこなう (9-1-3) 無理やり性的な行為をする (10-1-2), レイプ (11-2-3), 無理に性行為をさせられる (13-2-2), 性暴力 (18-1-3), 性的暴力 (17-1-7), レイプ (17-1-8) レイプ (20-2-2), レイプ (22-1-12), 性 (24-1-4), 性的な暴力 (25-1-8), レイプ (25-1-9), 言葉責めなどの精神的に追い詰める (26-1-4) レイプ (26-2-1), 望まない性関係 (28-2-2), 無理に性的関係を求める (27-1-2), 性的行為を強要する (相手の気分や体調を考慮しないで) (29-2-2) 無理やり性行為をおこなう (31-2-1), 無理やり性行為をする (32-2-3), 同意のない一方的な性的行為 (34-1-2), 性行為の強要 (36-1-2) 同意のない性交渉 (38-2-3), 同意のない性行為 (37-2-3), 同意のない性行為 (39-1-1), 性的暴力 (41-1-5) 相手に無理な要求をする (精神的, 性的なこと) (42-2-2), 嫌がっている相手に性的行為をおこなう (45-2-2)</p>
<p>子どもを利用した暴力</p>	<p>※該当なし</p>
<p>強要・脅迫・威嚇</p>	<p>物を投げられる (5-1-5), いすをける (11-1-2), 机をなぐる (11-1-1), 物を投げる (11-1-3), 皿をなげる (12-1-1), スプーンをなげる (12-1-3) フォークをなげる (12-1-2), 物をける (12-1-6), 恐喝 (17-1-4), 物への暴力 (17-1-5), どなる (20-1-4), 物で音をたてておどす (22-1-11) 恐喝 (25-1-4), 限度を越えて怒る (25-1-3), 恐喝 (26-1-5), おどしによる束縛行為 (28-1-4), 意見の強要 (38-1-4), 脅迫 (38-1-2), 命令する (37-1-3) 一方的に怒鳴る (40-1-1), 自分の都合を押しつける (40-1-4), 大声で怒鳴る (42-1-2) 弱みやプライバシーを知っていることを理由に理不尽な要求をする (42-2-6), 物をなげる (44-1-2), 相手が嫌がることをさせる (45-1-4) 相手を脅す (45-2-6)</p>
<p>男性の特権をふりかざす</p>	<p>家事など, 全て女性がやるものだと思っている (14-2-1), 社会的地位を利用する, いやがらせ (34-2-2)</p>
<p>過小評価・否認・責任転嫁</p>	<p>うそをつく (18-1-2), 言葉で自分の責任を放棄する (22-1-10), 一方的に主張する (29-2-4) 相手の意見を尊重せず自分のやりたいことだけやる (31-1-4), 相手を大事にしない (尊重しない) (37-1-4) お互いの収入の違いに対する暴言 (45-2-3), 学歴・地位などの悪口 (45-2-1)</p>
<p>社会的隔離</p>	<p>監禁 (2-1-2), 家から出してもらえなくなる (5-1-4), かどのそくばく (12-2-2), 自由を与えてくれない (13-1-3) 友達と連絡をとらしてもらえない (14-1-2), 部屋から出してもらえない (14-1-3), 監禁する (15-1-2) 独占欲が強く, 相手を監禁したり, 外に出したりしない (19-1-4) 相手に対して, 仕事などを制限したり, 自分の好きな職業につかせてくれない (19-2-1), 異性との関わりを持つと怒る (22-1-13) 会社・大学など自分の周囲にまで必要以上に干渉 (28-2-1), 他の異性との出会いを遮断される (強制的に) (27-1-1) 愚痴を他人に言うことで, 周囲の評価や印象を悪くする (29-2-3), 家から出さない (35-2-1), 行動を制限する (35-2-2) 異性との交遊を制限する (39-2-1), 拘束 (41-1-4), 行動範囲を束縛する (軟禁) (42-1-4), 相手の行動を監視, 制限する (42-2-5)</p>

<p>該当なし</p>	<p>監視 (1-1-3), 監視 (2-1-1), パシリ (2-1-5), なりふりかまわず, 一方的に暴力をふるうこと (3-1-1), 長い電話, ずっとメールしている (6-1-3)          放置 (6-2-1), 暴力をふるわれたら (9-1-1), 勝手に同居する (9-2-2), 会社とか職場に電話を何度もしてきたり (9-2-1), 暴力をふるう (10-1-1)          ご飯を与えない (11-1-9), しばる (11-1-8), てじょう (11-1-7), なわをつかう (12-1-7), きにいらぬ事があると暴力をふるう (13-1-1)          毎時間, 電話やメールをおくって「どこにいるの?」とかをいう (15-1-3), 1日に何十回も電話やメールをしてくる (16-1-3), うたがう (18-1-7)          過度なメールや電話 (18-1-5), 束縛 (18-1-6), 意味なく相手に対して暴力をする (19-1-2), 外では優しいのに, 2人きりになると暴力をする (19-1-1)          自分の意見が通らぬと相手に対してそくばくする (やり過ぎ) (19-1-3), 勝手に携帯を見る (20-1-2), 暴力 (20-1-1)          勝手に大切なものを燃やす (22-1-1), 携帯を勝手に見る (22-1-5), 自分の言うことをきかせようとする (22-1-6)          誰と遊びに行くのかすべて言わぬといけぬ (22-1-7), 大量の着信履歴やメール (22-1-8), 同性に対して過度なやきもちをやく (22-1-14)          バイトを本当にしているのかというのを無断で見に来る (22-1-4), 極度の束縛 (23-1-2), 暴力をしたり, されたら (23-1-1), シカト (24-1-2)          いやがらせ (25-1-6), しばり (25-1-11), 精神的ダメージ (25-1-7), パシリ (25-1-10), 放置 (25-1-5), しばる (26-1-3)          必要以上に連絡 (電話・メールなど) (28-1-3), 相手が抵抗した場合, 職場や所属している団体にいやがらせのメール, 手紙を送る (27-2-1)          人前で嫌がるにもかかわらずイチャついてくる (29-2-7), 人前で強く注意したり叱ったりする (29-2-6), 話し合いをしない (29-2-5)          男性が女性に暴力をふるうこと (30-1-1), 嫌がることをする (33-2-2), ケンカ中における一方的な暴力 (34-1-1), 暴力 (38-1-1), 束縛 (38-1-3)          放置 (38-2-4), ご飯を食べさせない (37-2-2), 嫌だということをしつこく行う (39-1-8), 彼女がいるのにメールする (39-1-5), 力の暴力 (39-1-2)          無視 (39-1-3), 命令口調 (39-1-6), 相手を心配させる (39-2-3), 昼と夜では性格が違ふ (39-2-2), 思いやりのない行動 (40-1-3)          ストレスをぶつける (40-2-1), かなりのドS (41-2-3), 支配する (41-2-2), ストーカー (41-2-1), 行動を監視する (42-1-3)          相手のプライバシーを他人に話す (42-2-3), 無視 (精神的) (43-1-2)          相手を中傷するような内容をブログや書き込み掲示板といったインターネットを通じて (書き込み) 傷つける (43-2-3), 暴行 (43-2-1)          ストッキング (44-1-3), 度を越えた嫉妬 (44-1-5), 異常な電話の回数 (44-2-1), 相手のケータイを勝手にいじる (45-1-7), 故意による無視 (45-1-3)          束縛する (45-1-6), 浮気をする (45-2-5), 勝手に相手のケータイにでる (45-2-7), 暴力 (1-1-1), 殺人 (17-1-6)</p>
-------------	--



若者におけるデート DV に関する基礎的研究

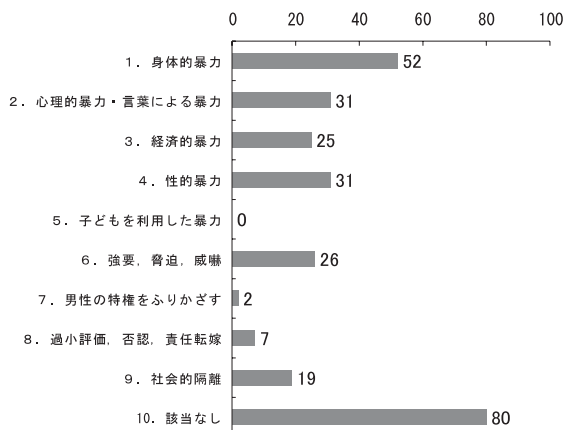


図2 領域別回答数の分布

表3 段階による回答の変化

ID	第1段階	第2段階
5	なぐられる, けられる, かみの毛をおもいきり引っぱられる 家から出してもらえなくなる, 物を投げられる	常に暴言をはかれる, いつもお金を強要される
6	なぐる, 言葉の暴力, 長い電話, ずっとメールしている, 必要以上の性欲	放置
7	はり手, けり, いやがらせの言葉	無理やりエッチ
9	暴力をふるわれたら, 無理やり性行為をおこなう 「死ね」とか「じゃま」といった言葉をいわれたら	会社とか職場に電話を何度もしてきたり勝手に同居する
11	机をなぐる, いすをける, 物を投げる, なぐる, ける なげる, てじょう, しばる, ご飯を与えない	ぐちぐち文句を言い続ける, 勝手にお金をもっていく, レイプ
12	皿をなげる, フォークをなげる, スプーンをなげる, なぐる ける, 物をける, なわをつかう	かねづるにする, かどのそくばく
13	きにいらぬ事があると暴力をふるう, 怒ると手を出す 自由を与えてくれない	金稼ぎを強要される (バイトさせられる), 無理に性行為をさせられる
14	ぐーでなぐってきた, 友達と連絡をとらしてもらえない 部屋から出してもらえない, 泣くまでなぐってくる	家事など, 全て女性がやるものだと思っている
16	なぐる, ける, 1日に何十回も電話やメールをしてくる	お金を勝手に財布から取る

19	外では優しいのに、2人きりになると暴力をする 意味なく相手に対して暴力をする 自分の意見が通らないと相手に対してそくばくする（やり過ぎ） 独占欲が強く、相手を監禁したり、外に出したりしない	相手に対して、仕事などを制限したり、自分の好きな職業につかせてくれない
20	暴力、勝手に携帯を見る、言葉の暴力、どなる	お金を取る、レイプ、相手が傷つく言葉をいう
21	自分の気分で相手を殴ったりけったりする	お金を勝手にとる
23	暴力をしたり、されたら	極度の束縛
26	なぐる、ける、しばる、言葉責めなどの精神的に追い詰める 恐喝	レイプ
27	他の異性との出会いを遮断される（強制的に） 無理に性的関係を求める	相手が抵抗した場合、職場や所属している団体にいやがらせのメール、手紙を送る 相手の収入をすべて管理して服従させる
28	身体的な暴力、言語的暴力、必要以上に連絡（電話・メールなど） おどしによる束縛行為	会社・大学など自分の周囲にまで必要以上に干渉、望まない性関係、金銭の貸借のとどこおり
29	彼氏が彼女に暴力をふるう（なぐる、ける）	彼女に諸費用をすべて出させる（食費・生活費・経費）、一方的に主張する 性的行為を強要する（相手の気分や体調を考慮しないで）、話し合いをしない 愚痴を他人に言うことで、周囲の評価や印象を悪くする、人前で強く注意したり叱ったりする 人前で嫌がるにもかかわらずイチャついてくる
30	男性が女性に暴力をふるうこと、なぐられたり、けられたりすること	言葉で傷つける
31	なぐる、ける、言葉で相手が傷つくことをいう 相手の意見を尊重せず自分のやりたいことだけやる	無理やり性行為をおこなう、相手にお金を無理やり出させる
32		パートナーが嫌がっているのに加えて手をあげる（殴ったり暴力）、自分勝手に金を使いまくる いわゆる「言葉の暴力」が精神的苦痛を与えると思う、無理やり性行為する
33	顔をひっぱたく	言葉で傷つける、嫌がることをする
34	ケンカ中における一方的な暴力、同意のない一方的な性的行為 心理的な圧迫（継続的なものにかぎる）	一方的に金銭をはらわせつづける、要求する、社会的地位を利用する、いやがらせ
35	なぐる、ける、暴言	家から出さない、行動を制限する
37	（精神的ダメージが大きい）暴言を相手に対していう 相手に対して手をあげる、命令する 相手を大事にしない（尊重しない）	何から何までお金を出させる、ご飯を食べさせない、同意のない性行為

若者におけるデート DV に関する基礎的研究

38	暴力, 脅迫, 束縛, 意見の強要	言葉の暴力, 多額の借金, 同意のない性交渉, 放置
39	同意のない性行為, 力の暴力, 無視, 金を盗む, 命令口調 彼女がいるのにメールする, 金を全部相手に払わず 嫌だということをしつこく行う	異性との交遊を制限する, 昼と夜では性格が違う, 相手を心配させる
40	一方的に怒鳴る, 容姿など相手が気にしていることに対する批判 思いやりのない行動, 自分の都合を押しつける	ストレスをぶつける, 相手の収入で生活する
41	なぐる, ける, 言葉の暴力, 拘束, 性的暴力	ストーカー, 支配する, かなりのド S
42	暴言を吐く, 大声で怒鳴る, 行動を監視する 行動範囲を束縛する (軟禁), 殴る・蹴るといった身体的暴力	身体的な暴力をふるう, 相手のプライバシーを他人に話す, 言葉の暴力, 相手の行動を監視, 制限する 相手に無理な要求をする (精神的, 性的なこと), 無理にお金を要求する 弱みやプライバシーを知っていることを理由に理不尽な要求をする
43	言葉の暴力 (精神的), 無視 (精神的), 暴力 (身体的)	暴行, 「金」のみを目的とした付き合い 相手を中傷するような内容をブログや掲示板といったインターネットを通じて (書き込み) 傷つけること
44	たたく, 物をなげる, ストッキング, お金を貢がせる 度を越えた嫉妬	異常な電話の回数, 汚い言葉を言う
45	言葉による暴力, 相手に手を出す (暴力), 故意による無視 相手が嫌がることをさせる, 相手のお金を使う, 束縛する 相手のケータイを勝手にいじる	学歴・地位などの悪口, 嫌がっている相手に性的行為をおこなう, お互いの収入の違いに対する暴言 相手の身体的特徴に対する暴言, 浮気をする, 相手を脅す, 勝手に相手のケータイにでる

ントロール)」に分類された (表4参照)。以下に各カテゴリーの詳細を示す。

1) 過干渉

「攻撃」のカテゴリーは、「言葉に関する項目：容姿など相手が気にしていることをいう、『死ぬ』とか『じゃま』といった言葉など」「性に関する項目：嫌がっている相手に性的行為を行う, レイプなど」「身体に関する項目：殴る, 物を投げられるなど」「社会 (的地位) に関する項目：人前で嫌がるにもかかわらずイチャッ

いてくる, 人前で強く注意したり叱ったりするなど」「経済に関する項目：勝手にお金をもっていき, 金銭を強要して奪うなど」の計5領域に分類された。また, 「制限」のカテゴリーは, 「行動 (移動・通信) に関する項目：友達と連絡をとらしてもらえない, 異性との関わりをもっと怒る, 携帯を勝手に見るなど」「経済活動に関する項目：相手にお金を無理やり出させるなど」「周囲との関わりに関する項目：会社・大学など自分の周囲にまで必要以上に干渉するなど」の計3領域に分類された。

表4 学生研究員による回答の分類

大分類	中分類	小分類	回答内容 (回答ID)
過干渉	攻撃	身体	<p>グーパンチ (4-4-1), お腹ける (4-1-2), 刃物でさす (4-1-3), 鈍器でなぐる (4-1-4), なぐられる (5-1-1), けられる (5-1-2)</p> <p>かみの毛をおもいきり引っぱられる (5-1-3), 物を投げられる (5-1-5), なぐる (6-1-1), はり手 (7-1-1), けり (7-1-2)</p> <p>なぐられる (8-1-1), けられる (8-1-3), 物を投げる (11-1-3), なぐる (11-1-4), ける (11-1-5), なげる (11-1-6), 皿をなげる (12-1-1)</p> <p>フォークをなげる (12-1-2), スプーンをなげる (12-1-3) なぐる (12-1-4), ける (12-1-5), 怒ると手を出す (13-1-2)</p> <p>ぐーでなぐってきた (14-1-1), 泣くまでなぐってくる (14-1-4), 暴力をふるう (なぐる, ける) (15-1-1), なぐる (16-1-1)</p> <p>ける (16-1-2), なぐる (17-1-1), ける (17-1-2), なぐる, ける (18-1-1), 自分の気分で相手を殴ったりけったりする (21-1-1)</p> <p>ける (22-1-2), 殴る (22-1-3), なぐる (25-1-1) ける (25-1-2), なぐる (26-1-1), ける (26-1-2), 身体的な暴力 (28-1-1)</p> <p>彼氏が彼女に暴力をふるう (なぐる, ける) (29-1-1), なぐられたり, けられたりすること (30-1-2), なぐる (31-1-1)</p> <p>ける (31-1-2), パートナーが嫌がっているのに加えて手をあげる (殴ったり暴力) (32-2-1) 顔をひっぱたく (33-1-1)</p> <p>なぐる (35-1-1), ける (35-1-2), なぐる, けるなどの暴力行為 (36-1-1), 相手に対して手をあげる (37-1-2), なぐる (41-1-1)</p> <p>ける (41-1-2), 殴る・蹴るといった身体的暴力 (42-1-5), 身体的な暴力をふるう (42-2-1), 暴力 (身体的) (43-1-3), たたく (44-1-1)</p> <p>物をなげる (44-1-2), 相手に手を出す (暴力) (45-1-2)</p>
		言葉	<p>言葉の暴力 (1-1-2), 暴言 (2-1-3), 相手の嫌なことを毎日のように浴びせること (3-1-3), 常に暴言をはかれる (5-2-1)</p> <p>言葉の暴力 (6-1-2), いやがらせの言葉 (7-1-3), 言葉の暴力 (8-1-2), 「死ね」とか「じゃま」といった言葉をいわれたら (9-1-2)</p> <p>暴言をいう (10-1-3), ぐちぐち文句を言い続ける (11-2-1), 暴言 (17-1-3), うそをつく (18-1-2), いやみや悪口をいう (18-1-4)</p> <p>言葉の暴力 (20-1-3), どなる (20-1-4), 相手が傷つく言葉をいう (21-2-1)</p> <p>言葉の暴力 (24-1-1), 限度を越えて怒る (25-1-3)</p> <p>言葉責めなどの精神的に追い詰める (26-1-4), 言語的暴力 (28-1-2), 一方的に主張する (29-2-4)</p> <p>人前で強く注意したり叱ったりする (29-2-6), 言葉で傷つける (30-2-1), 言葉で相手が傷つくことをいう (31-1-3)</p> <p>いわゆる「言葉の暴力」が精神的苦痛を与えると思う (32-2-2), 言葉で傷つける (33-2-1), 暴言 (35-1-3)</p> <p>(精神的ダメージが大きい) 暴言を相手に対していう (37-1-1) 脅迫 (38-1-2), 言葉の暴力 (38-2-1), 命令口調 (39-2-6)</p> <p>一方的に怒鳴る (40-1-1), 容姿など相手が気にしていることに対する批判 (40-1-2), 言葉の暴力 (41-1-3), 暴言を吐く (42-1-1)</p> <p>大声で怒鳴る (42-1-2), 言葉の暴力 (42-2-4), 言葉の暴力 (精神的) (43-1-1), 汚い言葉を言う (44-2-2), 言葉による暴力 (45-1-1)</p> <p>学歴・地位などの悪口 (45-2-1), お互いの収入の違いに対する暴言 (45-2-3), 相手の身体的特徴に対する暴言 (45-2-4)</p> <p>相手を脅す (45-2-6)</p>
		性	<p>性的暴力 (2-1-4), 無理やり性行為を強要すること (3-1-2), 必要以上の性欲 (6-1-4), 無理やりエッチ (7-2-1)</p>

過干渉	性	無理やり性行為をおこなう (9-1-3), レイプ (11-2-3), 無理に性行為をさせられる (13-2-2), 性的暴力 (17-1-7), レイプ (17-1-8) 性暴力 (18-1-3), レイプ (20-2-2), レイプ (22-1-12), 性 (24-1-4), 性的な暴力 (25-1-8), レイプ (25-1-9), レイプ (26-2-1) 無理に性的関係を求める (27-1-2), 望まない性関係 (28-2-2), 性的行為を強要する (相手の気分や体調を考慮しないで) (29-2-2) 無理やり性行為をおこなう (31-2-1), 無理やり性行為する (32-2-3), 同意のない一方的な性的行為 (34-1-2), 性行為の強要 (36-1-2) 同意のない性行為 (37-2-3), 同意のない性交渉 (38-2-3), 同意のない性行為 (39-2-1), 性的暴力 (41-1-5) 相手に無理な要求をする (精神的, 性的なこと) (42-2-2), 暴行 (43-2-1), 嫌がっている相手に性的行為をおこなう (45-2-2)
	攻撃	経済
	社会	行動
	-	

過干渉	制限	行動	バイトを本当にしているのかというのを無断で見に来る (22-1-4), 自分の言うことをきかせようとする (22-1-6) 物で音をたてておどす (22-1-11), パシリ (25-1-10), しばり (25-1-11), しばる (26-1-3) 必要以上に連絡 (電話・メールなど) (28-1-3), 家から出さない (35-2-1), 行動を制限する (35-2-2), 命令する (37-1-3) ご飯を食べさせない (37-2-2), 意見の強要 (38-1-4), 拘束 (41-1-4), ストーカー (41-2-1), 行動を監視する (42-1-3) 行動範囲を束縛する (軟禁) (42-1-4), 相手の行動を監視, 制限する (42-2-5), ストッキング (44-1-3), 異常な電話の回数 (44-2-1) 相手が嫌がることをさせる (45-1-4)
		周囲との関わり	友達と連絡をとらしてもらえない (14-1-2), 携帯を勝手に見る (22-1-5), 誰と遊びに行くのかすべて言わないといけない (22-1-7) 異性との関わりを持つと怒る (22-1-13), 同性に対して過度なやきもちをやく (22-1-14), 極度の束縛 (23-1-2) 他の異性との出会いを遮断される (強制的に) (27-1-1), おどしによる束縛行為 (28-1-4) 会社・大学など自分の周囲にまで必要以上に干渉 (28-2-1), 束縛 (38-1-3), 異性との交遊を制限する (39-2-2) 束縛する (45-1-6), 手のケータイを勝手にいじる (45-1-7), 勝手に相手のケータイにでる (45-2-7)
		経済活動	金稼ぎを強要される (バイトさせられる) (13-2-1) 相手に対して, 仕事などを制限したり, 自分の好きな職業につかせてくれない (19-2-1) 相手の収入をすべて管理して服従させる (27-2-2)
		-	勝手に大切なものを燃やす (22-1-1), 大量の着信履歴やメール (22-1-8), 人前で嫌がるにもかかわらずイチャついてくる (29-2-7) 社会的地位を利用する, いやがらせ (34-2-2), 相手を心配させる (39-2-4), 自分の都合を押しつける (40-1-4) 支配する (41-2-2), 弱みやプライバシーを知っていることを理由に理不尽な要求をする (42-2-6), 度を越えた嫉妬 (44-1-5)
	無干渉	放置 (6-2-1), 言葉で自分の責任を放棄する (22-1-10), シカト (24-1-2), 放置 (25-1-5), 話し合いをしない (29-2-5) 相手の意見を尊重せず自分のやりたいことだけやる (31-1-4), 相手を大事にしない (尊重しない) (37-1-4), 放置 (38-2-4) 無視 (39-2-3), 無視 (精神的) (43-1-2), 故意による無視 (45-1-3)	
	該当なし	暴力 (1-1-1), なりふりかまわず, 一方的に暴力をふるうこと (3-1-1), 暴力をふるわれたら (9-1-1), 暴力をふるう (10-1-1) きにいらぬ事があると暴力をふるう (13-1-1), 殺人 (17-1-6), 外では優しいのに, 2人きりになると暴力をする (19-1-1) 意味なく相手に対して暴力をする (19-1-2), 暴力 (20-1-1), 暴力をしたり, されたら (23-1-1), いやがらせ (25-1-6) 精神的ダメージ (25-1-7), 男性が女性に暴力をふるうこと (30-1-1), 嫌がることをする (33-2-2) ケンカ中における一方的な暴力 (34-1-1), 心理的な圧迫 (継続的なものにかぎる) (34-1-3), 暴力 (38-1-1), 力の暴力 (39-2-2) 嫌だということをしつこく行う (39-2-8), 昼と夜では性格が違う (39-2-3), 思いやりのない行動 (40-1-3) ストレスをぶつける (40-2-1), かなりのドS (41-2-3)	



## 2) 無干渉

「無視」「話し合いをしない」「相手の意見を尊重せず自分のやりたいことだけやる」等の回答が、無干渉の項目として整理された。

## 4. その他の結果

回答にあたっては、全般的に「(デート DV とは) ~すること」という表現が用いられていたのに対し、一部の女性において「~されること」という受動的な表現が確認された。

## IV 考察

大学生を対象とした面接調査の結果、以下の事が明らかとなった。

### 1. 工程1—イメージ調査の結果と既存DV概念との比較—

調査によって得られた回答を、DVの概念基盤として利用されている「パワーとコントロールの車輪」の各領域別に整理したところ、デートDVのイメージとして「身体的暴力」および「心理的暴力」ならびに「性的暴力」といった直接的な暴力の印象が強いことが明らかとなった。

しかし、「該当なし」の項目が最も多く抽出されたことを鑑みると、デートDV問題を考える際にはDV概念とは異なる視点を用いる必要があるといえる。特に、「該当なし」とされた項目については、「暴力を振るうこと」といった単純にDVを訳した項目のほか、交際相手の存在を無視する項目、そして、束縛や社会的隔離とまではいえない交流の制限ともいえるような項目が散見された。前者の項目に関しては、デートDVの構成要素を概観するための質問文が妥当ではなかったことにより、具体的な回答

を引き出すに至らなかったとも考えられるが、多くの学生が「暴力」について未だ明確なイメージを確立できていないことが窺える。また、後者の2項目を鑑みると、「自身の思い通りに相手が動いてくれない」ことは、「自身の行動が妨害されている」ことであり、すなわち「(自分は)暴力を受けている」と考えているとも推察できる。加えて、「しばる(11-1-8)」「てじょう(11-1-7)」といった回答や「S(41-2-3)」といった表現がみられることから、デートDVにおける相手に対する暴力は「特殊な性癖によるものである」との認識をもっていることが示唆された。

一方、「子どもを利用した暴力」に関する項目および「男性の特権を振りかざす」という2領域の回答が得られなかった。デートDVにおいては、カップルの関係が配偶者関係にないことから「子ども」という視点がみられないことについては想像に難くないが、DV問題においてよくみられる「性別役割意識」についての回答がみられなかったことについては注目に値する。芦田(2000)は、性別役割意識のうち、DVを生み出し支える要因の一つとして、特に性別役割分業意識の存在を重視している。「近年、女性が社会に進出し、仕事を持つようになって、依然として家事育児は『女性の仕事』とされる傾向が強い」と述べた上で、東京都および堺の調査結果から「女性に家事・育児を担わせる性別役割分業意識であるが、女性がそれを全うしないことがDVにつながっている」と指摘している。DVの原因として重視される「性別役割意識」ではあるが、男女の雇用機会の均等化や男女共同参画が国策として進められることにより、学生が実際に男女による違いによって差別を受ける機会が少なくなり、性差別という視点が薄れている可能性が窺える。

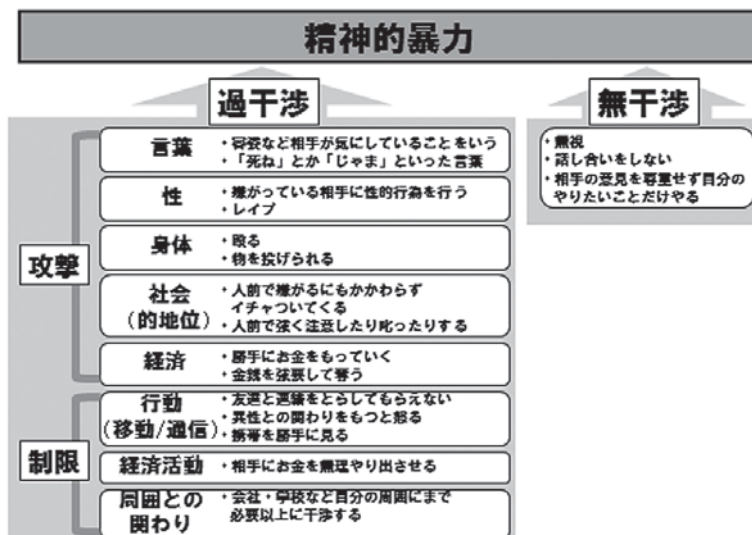


図3 学生研究員による回答の整理 (大学生のデートDVに対するイメージ図)

以上、イメージ調査の結果を「パワーとコントロールの車輪」の各領域との関係性で考察してきた。大学生は、デートDVに対するイメージを漠然としてはいるものの、自身の問題として捉えられており、デートDVについて考える機会を得ることによって、それらはより身近な問題として明確にイメージできると考えられる。それは、「暴力の領域(種類)」を示しただけで、調査協力者から得られる回答の内容が具体的かつ充実したものとなったことに裏付けされる。

## 2. 工程2—学生研究員による回答整理(KJ法的手法を用いた項目のカテゴリー化)—

学生研究員による回答整理の結果を図3に示した。

先に述べた「パワーとコントロールの車輪」と比較して、特徴的な構造が浮かび上がった。特に、直接的な暴力被害については確認できないが、結果として相手をコントロールしようとする「無視」や「無関心」といった行為が暴力

であることが示されている。「パワーとコントロールの車輪」が絶えず交際相手と関係をもって、コントロールする側とコントロールされる側の関係性を維持しているのに対して、「無干渉」は故意に交際相手との関係を断つことによって、交際相手がコントロールされることを容認してしまう状況に追い込んでいることを明確に示しているといえる。そうした視点で「過干渉」をみると、「パワーとコントロールの車輪」の意味するものが「過干渉」であると考えられることができるだろう。

また、「パワーとコントロールの車輪」が暴力の構造を示しているのに対して、図3は、暴力が被害者にダメージを与えるプロセスも表現しようとしている。具体的には、過干渉や無干渉に分類される種々の暴力は、最終的にはすべて精神的な暴力に帰結している点に最大の特徴があるといえるだろう。Fujimura (2007) は、暴力の重複パターンを検討した結果、男女ともに多くの場合で身体的あるいは性的暴力行為に精神的暴力行為が伴うことを示唆している。身

体的な暴力や性的な暴力は、身体に明確な傷をあたえるが、より重要なのは「愛する人に暴力を振われた」という事実であり、交際相手への信頼や愛情の崩壊が問題であるとした点である。このことは、DV被害者が「自身が被害者であることを認めない」という事象からもいえるだろう<sup>4)</sup>。

被害者にとって、加害者である交際相手は愛すべき存在であって、憎悪や恐怖の対象ではない。また、当事者が、交際相手からの行為を暴力として認めなければ当事者にとって暴力を受けたという事実は成立しないだろう。しかし、当事者が交際相手の行為を「暴力である」と認めた（受け入れた）時点から、自身はデートDVの被害者となり、交際相手の行為からダメージを受けることを意味していると考えられる。これは、沼崎（2004）が考える「女性が恐怖心を抱けばそれは暴力である」という指摘とも共通する視点であるといえる。そして、大学生の多くが、束縛や社会的隔離とまではいえない交流の制限についても暴力であると認識していることから、交際相手から受けた行為の程度や内容そのものだけでなく、交際相手から暴力を受けたという事実がもたらす精神的なダメージについて、より重視する傾向があることが窺える。

### 3. 研究の限界と今後の課題

本研究では、面接調査法という手法を用いながらも45名の調査協力者から回答を得ることができ、質的調査としては十分な回答数を得ることが出来たと考える。その点では、今回得られた知見は有意義なものといえるが、これらの結果を一般化するにはより多くの例数が必要となるだろう。また、結果の読み取りにあたっては、男女による傾向の違いや回答者の生育歴、

現在交際している相手がいるかどうかなど、調査協力者の背景を考慮したより詳細な分析が求められる。

今後は、イメージ調査において、「一方的な」「過度の」といった表現が多数確認されたことから、「どこからがDV（暴力）なのか」という、その基準（回数・程度など）を明確化することが実態調査を実施するうえで喫緊の課題であり、また、デートDVの予防という視点においては、デートDVの発生や深刻化するに至るメカニズムおよび原因を究明するとともに、市民全体がデートDVに対する理解を深め、解決すべき課題として認識されるよう、これら研究成果を発信する方法を検討することが肝要であろう。

本研究では、既存調査に捉われず学生研究員を中心とした大学生の考えをふんだんに取り入れた。それは、既存研究が明らかにしてこなかった大学生の暴力の概念を定義するにいたった。今回得られた知見を活かした実態調査を実施することは、より若者の実感に近い調査結果が得られることになるだろう。また、学生研究員にとっては、まず自分で考え、自らの考えをもって当該問題に臨む姿勢を身につけるきっかけとなった。調査協力者にとっては、調査に取り組むことによりデートDVについて考え、自らにとっての「暴力」を定義するに至った。このことは、自身が無意識のうちにデートDVの被害者とならないということだけでなく、自身がデートDVの加害者とならないように意識することに大きく寄与することであろう。そういった意味においても、本研究はアクション・リサーチ的要素を多分に含んだものであったといえるだろう。

## 謝 辞

本研究は、コンソーシアムせとまちづくり協働施策プログラムの一環としておこなわれた調査結果の一部である。瀬戸市交流学び課の宮田葵氏、杉江圭司氏、佐藤友彦氏には多大なるご協力を賜りましたことを御礼申し上げますとともに、2008年度学生研究員〔井川智代、井出輝美、風間みさき、高木憲三、平野里紗、水野文恵（以上、名古屋学院大学人間健康学部人間健康学科）、川原有紀子、村松希実（以上、同リハビリテーション学科）〕の今後の活躍を願って本報告の結びとしたい。

## 注

- 1) 正確には「事実婚」および「離婚後」における暴力は対象となる。
- 2) 国立国会図書館の提供する文献検索サービスNDL-OPACを用いて検索した結果、「デートDV（「Domestic Violence」の表記を含む）」をキーワードとした文献(雑誌記事)は3件であり、「DV」をキーワードとした文献は79件であった(文献検索にあたっては、商業誌等を除くために「出版社・编者」の欄に「学会」と入力し、その検索結果に制限を加えた)。
- 3) 保護命令に関する規定等については、「身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみ」が対

象となっている。

- 4) 明石ら(2002)は、病院における被害者に対する対応について、病院が苦慮する事例として被害を受けているにも関わらずに、加害者をかばい事実を述べようとしない被害者の事例を挙げている。

## 引用文献

- 芦田 麗子(2000)「夫から妻への暴力(ドメスティック・バイオレンス)を考える」『佛教福祉学』(2), 123-142.
- 明石 友子, 他(2002)「DV(ドメスティック・バイオレンス)のネットワークに関する調査(2)病院における被害者への対応の問題点」『母性衛生』43(1), 127-132.
- 秋元 美代, 他, 編(2003)『現代社会福祉辞典』有斐閣.
- Kazumi Fujimura, 他(2007)「Prevalence of domestic violence against women and its risk factors in Gunma, Japan.」『民族衛生』73(6), 225-241.
- 松島 京(2001)「親密な関係性における暴力性とジェンダー」『立命館産業社会論集』36(4), 75-91.
- 沼崎 一郎(2004)「愛と暴力—DVから問う親密圏の関係倫理—」『応用倫理学講義5性/愛』岩波書店.
- 瀬戸市交流活力部交流課市民活動係(2008)『改訂版瀬戸市男女共同参画プラン—トライアングルプラン—』瀬戸市.